家内労働者に発注する委託者の皆様へ

厚生労働省からのお知らせ

家内労働法にいう「委託者」は「委託状況届」を提出しなければなりません。
「委託者」とは、次の①～④の要件を全て満たした方をいいます。

① 製造・加工業者や販売業者またはこれらの請負業者であること。

② ①の業務の目的物である物品について、仕事を委託すること、

③ 仕事を委託するとき、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。

④ 家内労働者に直接仕事を委託すること。

委託状況届とは

委託状況届は、右のような簡単な書類です。「家内労働法26条」により、労働基準監督署への提出が義務づけられています。

- □ **「委託者」※になった場合は遅滞なく、最寄りの労働基準監督署に「委託状況届」を提出してください。** ※上記参照
- □ **それ以後も、毎年４月１日現在の状況を記した「委託状況届」を、４月３０日までに提出してください。**

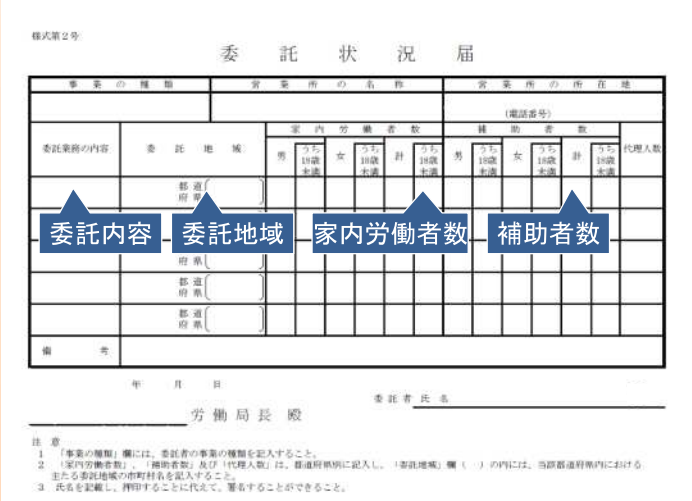
様式第２号

委　託　状　況　届

事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地
		（電話番号）

委託業務の内容	委託地域	家内労働者数 男	家内労働者数 うち18歳未満	家内労働者数 女	家内労働者数 うち18歳未満	家内労働者数 計	家内労働者数 うち18歳未満	補助者数 男	補助者数 うち18歳未満	補助者数 女	補助者数 うち18歳未満	補助者数 計	補助者数 うち18歳未満	代理人数
	都道府県													
	府県													
	都道府県													
	都道府県													
備考														

委託内容　委託地域　家内労働者数　補助者数

年　月　日

委託者 氏名

労働局長 殿

注意
1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（　）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

～委託状況届の提出は、オンライン電子申請でも可能です～

「オンライン電子申請」とは、行政機関の窓口で紙で行っている申請・届出を、インターネットを利用して、自宅や会社からパソコンで行うものです。

電子政府の総合窓口（イーガブ）
↓ 下記アドレスでアクセス！
https://www.e-gov.go.jp

電子申請の４つのメリット

- **行政機関窓口への往復時間や、待ち時間が無くなります！**
- **24時間365日、いつでも手続申請が可能です！**
- **申請・届出の書式（用紙）を入手する必要がなくなります！**
- **自宅やオフィスにいながら、申請や届出が出来ます！**

～電子申請のイメージ～

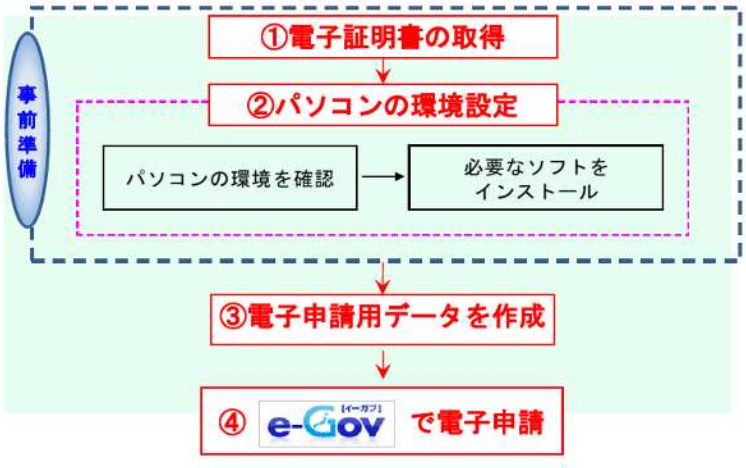

委託状況届に関する詳細は、都道府県労働局賃金課（室）または監督署にお問い合わせください。